

宜野湾市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年8月13日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 山 城 康 弘

監 査 の 種 類 令和7年度第2期定期監査

措置を講じた部等 上下水道局
・総務企画課 ・業務サービス課
・水道施設課 ・下水道施設課
福祉推進部
・福祉総務課

監 査 の 期 間 令和7年6月2日から令和7年7月7日

監査の結果及び措置の内容

【上下水道局】

○水道施設課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
普天間地内配水管改良工事について	当該契約は、起案文書の保存年限に錯誤がある。市上下水道局文書取扱規程に則り適正な事務処理に努められたい。	今後は、市上下水道局文書取扱規程に則り適正な事務処理を行ってまいります。

○下水道施設課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
西普天間住宅地区污水枝線修正設計業務委託について	当該契約は、提出書類の記載内容に錯誤がある。適正な事務処理に努められたい。	今後は提出書類の記載内容に錯誤が無いよう確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

【福祉推進部】

○福祉総務課

項 目	指 摘 事 項	措 置 状 況
宜野湾市福祉振興基金事業補助金について	当該補助金について、要綱に沿った事務処理となっておらず、補助金確定通知書の記載内容にも齟齬がある。また、申請書類の提出遅れも散見された。市福祉振興基金事業補助金交付要綱に基づいた適正な事務処理に努められたい。	今後は、当該補助金交付事務において記載内容の確認を徹底し、市福祉振興基金事業補助金交付要綱に基づき適正な事務処理に努めてまいります。